

名取市サイクルスポーツセンター料金制度改正にかかる サウンディング型市場調査 実施結果

令和7年3月21日

1. 調査の目的

当施設は指定管理制度を導入し、現在は使用料制にて運営しています。現制度の下では徴収した使用料は市の歳入となり指定管理者の収入増に繋がらないため、一般的に使用料制ではサービスの向上や効率的な施設運営に向けたインセンティブが働きづらいことが指摘されています。

そのため、本市においても利用者の満足度向上及び施設経営の効率化、収支の改善を目的として、指定管理者が収受した施設利用料金を指定管理者自身の収入として、その中から運営経費を賄う利用料金制度の導入について検討することとしておりました。

今回、この利用料金制度の導入可能性や効率的な運営手法について、民間事業者等から広く意見、提案を求め、対話を通じてアイデアを把握するためにサウンディング調査を実施しました。

2. 調査手法

調査は公募により参加意向を表明した民間企業に対し、施設や管理業務の概要と提案を求める内容に関する説明会を開催した後、改めて対面での意見交換に関する参加希望を募り、希望があった企業から提案書の説明を受け、意見交換を行いました。

3. 対象事業者

対象事業者は、下記の通り参加要件を設定し公募を行いました。

参加要件

本調査に参加できる者は、以下事業者のとおりとします。なお、今回のサウンディングは、対象事業ごとに意見、提案を聞き取りさせていただきますので、全ての事業に精通している必要はございません。

(1) 宿泊事業者

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた者のうち、指定管理制度による施設運営の実績を有する事業者または同規模の民間宿泊施設を運営する事業者

(2) 飲食事業者

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けた者のうち、当該施設と同等規模の事業者

(3) スポーツ関連事業者

当該施設と同程度の野外スポーツ施設もしくはフィットネスクラブスポーツクラブ等の運営実績を有する事業者

ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ②参加申込書提出時点で、（指名停止措置要綱等）に基づく指名停止を受けている者
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号に規定する者
- ⑤無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑥名取市税ならびに消費税及び地方消費税を滞納している者

4. 調査実施期間

項 目	日 程
実施要領公開	2024 年12 月13 日（金）
説明会参加申込期限	2025 年1 月7 日（火）
説明会の開催	2025 年1 月15 日（水）
サウンディング参加申込 事業者意見書・提案書提出期限	2025 年2 月14 日（金）
サウンディング（対話）実施	2025 年2 月20 日（木）～28 日（金）
サウンディング（対話）実施結果公表	2025 年3 月21 日（金）

5. 事業提案書による調査項目

- ・サイクルスポーツセンターの各事業において見込まれる歳入額
- ・歳入全般に係る意見・提案
- ・サイクルスポーツセンターの各事業において見込まれる歳出額
- ・歳出全般に係る意見・提案
- ・新規事業（自主事業）に係る提案
- ・料金制度に係る意見

6. 調査結果

（1）説明会参加企業・サウンディング（対話）実施企業

説明会への参加、もしくは個別説明を受けた事業者は 5 社、そのうち事業提案書を提出し対話を実施した事業者は 4 社となりました。

参加企業	説明会・個別説明の参加	対話実施
事業者A	○	○
事業者B	○	○
事業者C	○	○
事業者D	○	○
事業者E	○	

※実施要領に基づき参加事業者の名称は非公表としております。

(2) サウンディング（対話）によって得られた意見・提案

①施設の歳入全般について

意見・提案
○施設へのネーミングライツやスケートパーク、スポーツコートや走路に企業広告募集し収入増加を図るべき。 ○宿泊客室のリニューアルを実施し、付加価値を上昇させることも必要ではないか。 ○宿泊部門の現行料金は相場に比して安価であり、適切な価格設定を行うべき。 ○宿泊部門は時期ごとの需要に応じた弾力的な価格設定ができるようにすべき。 ○利用料金制を採用し、弾力的な料金設定が可能になれば現在の収支ギャップを改善することは可能である。 ○利用料金制を採用し、弾力的な料金設定が可能になるとよい。 ○宿泊のキャンセル料を設定し徴収すべき。

②施設の歳出全般について

意見・提案
○ソーラーパネルやバイオマス設備を導入し、経常経費の削減を図るべき。 ○厚生労働省で推進している宿泊施設に休館日を設ける取り組みを取り入れ、生産性を向上させるべき。 ○近年の物価及び、人件費の高騰、施設備品の老朽化等を踏まえると歳出は現行の指定管理料を上回ることを想定し積算すべき。

③新規事業（自主事業）に係る提案について

意見・提案
○屋外施設において悪天候でも実施可能な競技の大会・イベントを開催し雨天等のリスク軽減を図るべき。 ○走路利用者が走行中も楽しめるようなポップを設置するなど、ソフトコンテンツの充

実を図ったほうがよい。

○走路の周回数や、累計走行距離を見える化して健康志向ブームに訴えかける取組みを実施するのもいいのではないか。

④料金制度について

意見・提案

○現在の収支ギャップを踏まえると、次期指定管理期間から完全な利用料金制度を採用するのは困難である。

○施設使用料金を弾力的に設定できるよう「委託料・利用料金併用型」の料金制度を採用するか、使用料制度を継続することが望ましい。

⑤その他

意見・提案

○次期の施設使用料を検討する際は 10 年、15 年先の施設の在り方として、市民への効用を重視するか、採算を重視するか目指す先を踏まえた料金設定を行うべき。

○宿泊部門に定休日や、休館日を確保し生産性の向上やスタッフの休日の確保をすべき。

○施設利用者に対して、施設にどんなものがあると利用したくなるかアンケートを実施してニーズを捉えるとよい。

○レストランのランチ営業は屋外施設の集客状況により大きな影響を受けるため、臨時的な休業や閑散期の営業日数短縮を図るべき。

○宿泊料金（特に子供料金）が部屋ごとに異なる料金体系は、一般的な販売システムとマッチしないため見直すべき。